

平成31年3月11日

社会福祉協議会では、参加者と協力者が協働で企画をし、共に運営していく楽しい仲間づくりと交流の場としてのサロン活動を進めています。

## ふれあい・いきいきサロンって(・・?)

**対象者とニーズ** \*高齢の方・障がいのある方 \*子育て中のお母さん・お父さん  
\*児童

**協力者はこんな人** 人と関わるのが好き、地域のことをよく知っているという方。  
●ボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会役員、  
近隣助け合い推進協議会、老人クラブ関係者、地域包括支援センター、  
リハビリテーションの有資格者など

**会場** 高齢であったり、障がいのある方が安全に歩いて行ける距離にあり、住民によく知られている、わかりやすい場所。  
●公民館、集会所（老人憩いの家等）、団地やマンションの集会所、個人のお宅を開放など

**回数** 月に1回から2回以上の開催から、週に1回～2回位の割合での開催が目標！

**このような活動内容があります**

参加者と協力者がともに考え、作り上げていきましょう。

- \*茶話会 \*季節の行事 \*レクリエーション \*趣味・特技の発表 \*会食
- \*趣味活動 \*創作活動 \*世代間交流 \*健康相談・チェック
- \*脳トレ \*ミニ講座 \*生活関連情報の提供

## サロン助成金について

### 1. 対象となるサロン団体

- ①地域の対象者を広く受け入れる姿勢がある
- ②固定化されていない参加者で開催されている
- ③情報公開できる（連絡先・活動内容等）
- ④営利を目的とした活動、政治活動及び宗教活動を行わない



- ⑤会則・役員体制があり、会長・副会長・会計・会計監査を定めている
- ⑥継続的な活動ができる
- ⑦参加者（運営スタッフを含む）の名簿が提出できる  
※平均参加者数12名以上（1回あたり）を基準としています。
- ⑧参加者のケガを補償する保険に加入している
- ⑨月1回程度、年間10回以上のサロンを開催する
- ⑩新たに助成金を申請する団体は、申請時において、過去3か月に亘って月1回以上のサロンの実績がある
- ⑪主たる活動内容の他に、談笑の時間を設けている
- ⑫参加者からの入会金および年会費をとらないで運営している

## 2. 対象とならないサロン団体

- ①会場が飲食店によるもの
- ②サークル活動として発足したもの
- ③主たる活動内容が天候に左右されるもの

## 3. 助成金額 年額 上限 30,000 円（内訳 25,000 円+保険代）

※ボランティア行事用保険に加入しない場合は、5,000 円を差し引いた金額の 25,000 円が上限になります。

## 4. 対象期間 平成31年度（平成31年4月1日～平成32年3月31日）

## 5. 申請期間 平成31年4月1日（月）～6月28日（金）

## 6. 報告書 助成金の交付を受けたサロン（団体）は当該年度終了後、活動報告書を提出していただきます。

## 7. 助成金の申請にあたって

- ①参加者数（助成金交付申請書の対象者（会員）数）は、参加者と運営スタッフを合わせた人数を前年度の平均で出してください。新たに助成金を申請する団体は、サロン開催実績（3回以上）の平均で出してください。
- ②保険の加入について  
参加者のケガを補償する保険に加入していただくことが必要ですが、サロン主催者が保険を選択してください。
- ボランティア行事用保険は、サロンの参加者全員（運営スタッフを含む）の人数で加入してください。  
※ボランティア活動保険に加入されている方も加入する必要があります。
- 公民館の保険は、公民館利用者の公民館敷地内でのケガを補償します。（条件に合えば、往復途上も補償あり）
- 自治会の保険は、自治会の総会資料にサロン開催の記載があることが条件です。  
総会資料を申請時に添付してください。

名称	社協の保険	公民館の保険	自治会の保険
		ボランティア行事用保険	公民館総合補償制度
補償内容	<p>○主催者や参加者のケガを補償  <u>入院保険金日額 3,500 円</u>  <u>通院保険金日額 2,200 円</u> 他</p> <p>○主催者の賠償責任を補償  <u>対人事故</u>  1 名・1 事故 2 億円（限度額）  <u>対物事故</u> 1 事故 1,000 万円  （限度額）</p> <p>○サロン会場への往復途上のケガも補償の対象となります。</p>	<p>○公民館利用者の公民館敷地内でのケガを補償  ※往復途上のケガについては、条件に合えば補償されます。</p> <p>○食中毒や熱中症を補償</p>	<p>○自治会員のケガを補償  ※往復途上のケガも補償の対象となります。</p> <p>○自治会員以外は補償の対象となりません。</p>
備考	<p>保険料（1 名あたり）  A プラン C プランともに  1 日 28 円  （最低保険料 560 円）</p> <p>○A プランは行事参加者全員で、C プランは行事参加見込み人数で加入する。</p> <p>○物損の場合は写真を撮っておくこと。</p>		<p>○自治会の総会資料の年間計画にサロンの開催計画が記載されていることが必須です。</p> <p>○保険請求の手続きには、自治会長の証明が必要です。</p>
注意事項	<p>A プラン：往復途上の補償有・当日の受付名簿に参加者の名前がもれなく記載されていること。</p> <p>C プラン：往復途上の補償なし</p>	<p>公民館への往復途上のケガの補償を受ける場合は、公民館へ登録し、事前に活動内容や参加者名簿等の提出が必要。</p>	<p>自治会会員以外の参加者は補償されない。</p>

③サロン独自の会計を持って運営をしていくため、サロン専用の口座を金融機関で開設してください。（団体名ではなくサロン名のもの）

【事務局】入間市社会福祉協議会 地域福祉推進課

TEL：04-2963-1014 FAX：04-2963-1072

Eメール：daihyou@iruma-shakyo.or.jp